

監査報告第22号

平成15年2月7日

## 財務定期監査結果報告

[みなと総局]

神戸市監査委員

近 谷 衛 一

同

寺 坂 光 夫

同

福 浪 瞳 夫

同

吉 田 謙 治

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成14年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成14年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

みなと総局	経営部	総務課、経営課、企画情報課、海務課、神戸港管理事務所
	振興部	振興課、誘致第1課、誘致第2課
	空港整備室	推進課、事業課
	技術本部	計画課、工務第1課、工務第2課、臨海建設課、 港湾整備事務所、臨海整備事務所
	西神整備事務所	業務課、建設課

### 2 監査の期間

平成14年10月1日～平成15年2月7日

### 3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

#### 4 主な監査項目

##### (1) 収入に関する事務

- ア 港湾施設使用料、賃貸料及び土地売却収入等の調定及び収納事務
- イ 徴収委託している道路使用料、土砂処分徴収金等の収入の調定及び収納事務
- ウ 使用料、賃貸料の滞納整理事務及び延滞金等の徴収事務
- エ 使用料等の減免に係る事務
- オ その他の収入事務

##### (2) 支出に関する事務

- ア 施設管理及び調査等の委託料の算定等に係る事務
- イ 用地買収の価格決定に係る事務
- ウ 関係団体に対する補助金、分担金及び貸付金の支出事務
- エ 開発事業に係る負担金等の支出事務
- オ その他の支出事務

##### (3) 契約に関する事務

- ア 施設の管理運営委託、調査委託等における契約締結等に係る事務
- イ 土地の売買及び賃貸借契約等に係る事務
- ウ その他の契約締結等に係る事務

##### (4) 財産管理に関する事務

- ア 港湾施設等の使用許可及び海岸保全区域内の占用等の許可に係る事務
- イ 土地、建物及び構築物等の管理事務
- ウ 債権の管理事務
- エ 基金の管理事務
- オ その他の財産の管理事務

#### 5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

- ① 土地の一時使用許可において、指定した納入期限を過ぎて後、土地使用料が納入されている事例が見受けられた。  
(経営課)  
適切な債権管理をはかるべきである。

(2) 支出に関する事務

- ① 物品購入及び請負契約において、専決契約により分割して代金を支出している事例が見受けられた。  
(経営課)  
適正な事務処理を行うべきである。
- ② 前渡金の支出が遅れたため、職員が立替えて支払いを行い、後日、前渡金が支出された時点で返還している事例が見受けられた。  
(振興課)  
前渡金は適切な時期に支出するべきである。また、仮に立替えが生じた場合は、立替払制度による支出事務手続きを行うべきである。
- ③ 委託料の支払いが、委託契約で定められた支払時期よりも遅れている事例が見受けられた。  
(神戸港管理事務所)  
委託契約で定められた期限内に支払うべきである。

(3) 契約に関する事務

- ① 施設管理業務の委託において、完了報告書の提出を受けているものの、記載が不十分な事例が見受けられた。  
(経営課)  
委託した業務の履行を確認し得る資料の提出を受けるべきである。
- ② 業務委託を行うにあたり、十分な理由なく随意契約されている事例が見受けられた。  
(神戸港管理事務所)  
適正な事務処理を行うべきである。

(4) 財産管理に関する事務

- ① 駐車場の駐車回数券（プリペイドカード）について、磁気情報を入力のうえ、駐車場管理運営業務委託先へ払出しを行っている事例において、委託先への交付簿は存在するものの、在庫を管理するための帳簿が作成されていない事例が見受けられた。  
(神戸港管理事務所)  
管理簿を作成し、受払いの都度記載するなど適正に管理するべきである。